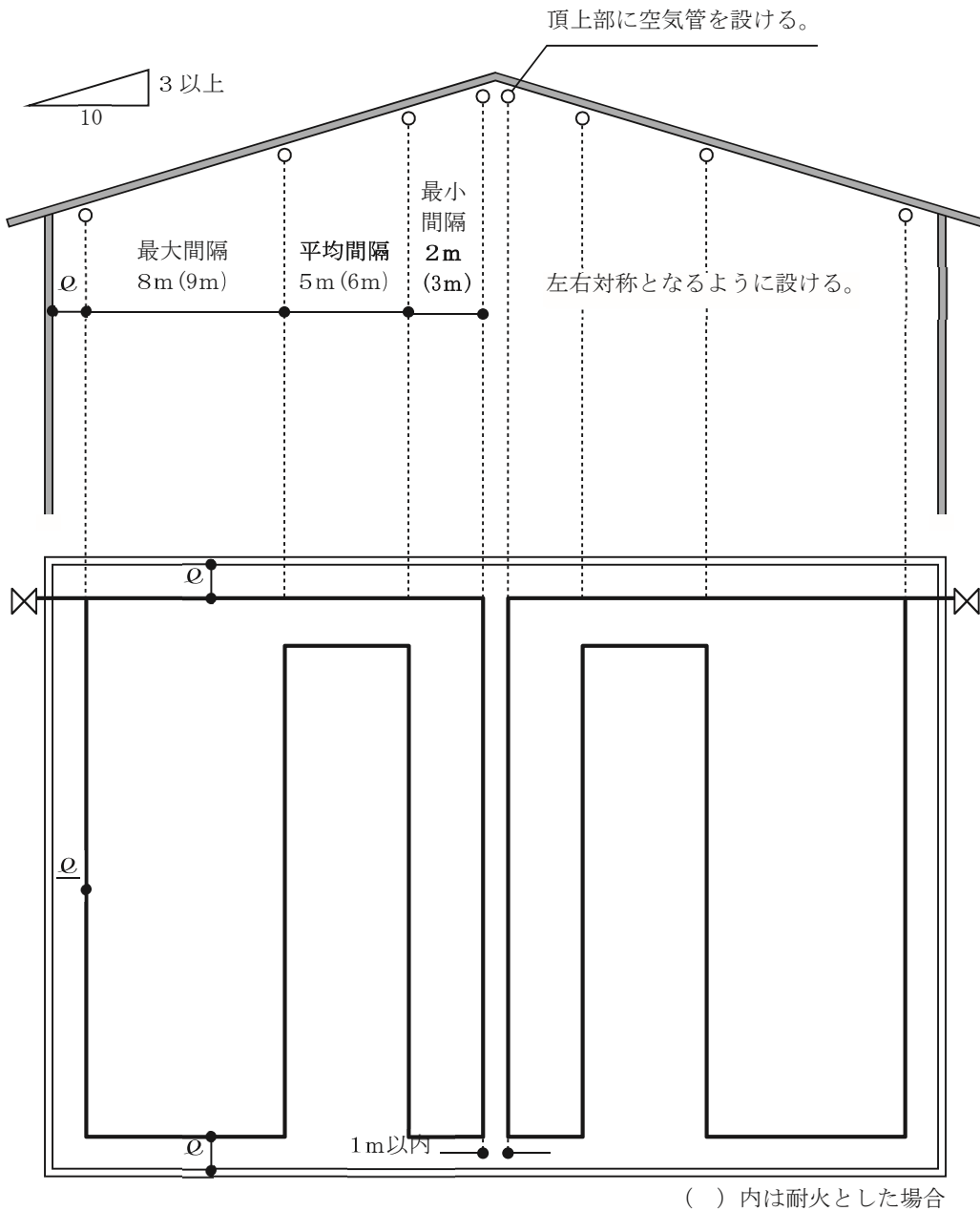


コ 傾斜した天井等の場合

天井の傾斜角度が 10 分の 3 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 10 分の 3 以上の傾斜をもつ天井等の場合、その頂上部に空気管を取付け、かつ、当該天井面の上方にあつては 2 m（耐火にあつては 3 m）、下方にあつては 8 m（耐火にあつては 9 m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は 5 m（耐火にあつては 6 m）以下とすること。●（第 10-71 図参照）

この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面の天井等に布設するときの間隔（一辺省略の例）であること。

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設け、相互間の距離を 1 m 以内とすること。

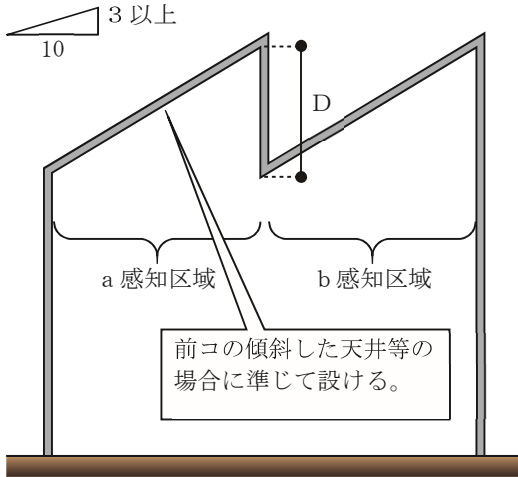


第 10-71 図

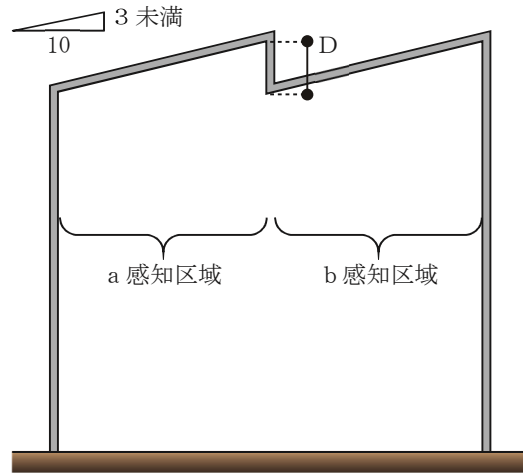
サ のこぎり形天井等の場合

天井の傾斜角度が10分の3未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が10分の3以上の傾斜をもつ天井等の場合、前コの傾斜した天井等の場合準じて設けること。●（第10-72図参照）

ただし、感知区域は第10-73図の例に示すように、Dの深さが0.6m以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、a及びbはそれぞれ別の感知区域とすること。



第10-72図

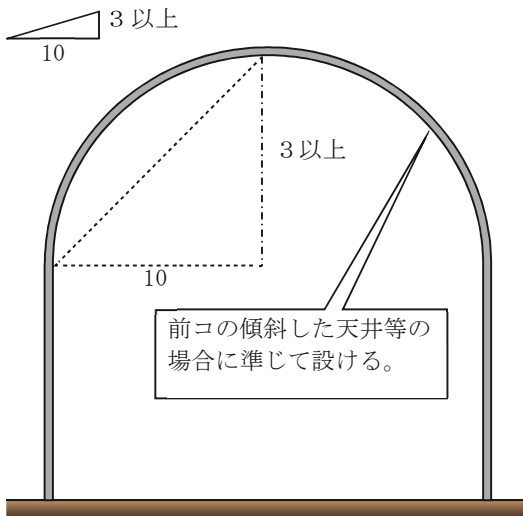


第10-73図

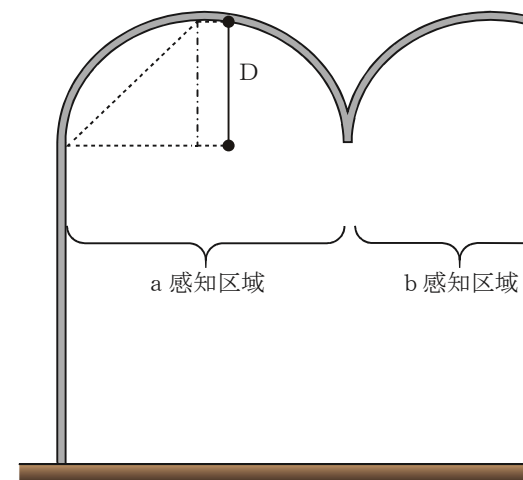
シ 円形天井等の場合

天井の傾斜角度が10分の3未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、円形部の最低部と頂上部とを結ぶ線の傾斜角度が10分の3以上の傾斜をもつ天井等の場合、前コの傾斜した天井等の場合準じて設けること。●（第10-74図参照）

ただし、感知区域は第10-75図の例に示すように、Dの深さが0.6m以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、a及びbはそれぞれ別の感知区域とすること。また、感知器は頂上部に密となるように設けること。



第10-74図



第10-75図

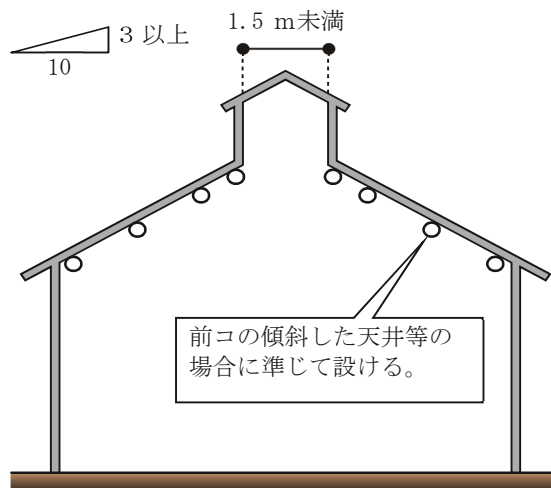
ス 越屋根の天井等の場合

天井の傾斜角度が 10 分の 3 未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が 10 分の 3 以上の傾斜をもつ天井等の場合、前コの傾斜した天井等の場合に準じて設けるほか、次により設けること。●

なお、越屋根は換気等の目的に使用される場合が多いので、空気管の設置にあたっては、火災を有効に感知するよう設けること。

(ア) 越屋根部の幅が 1.5m 未満の場合

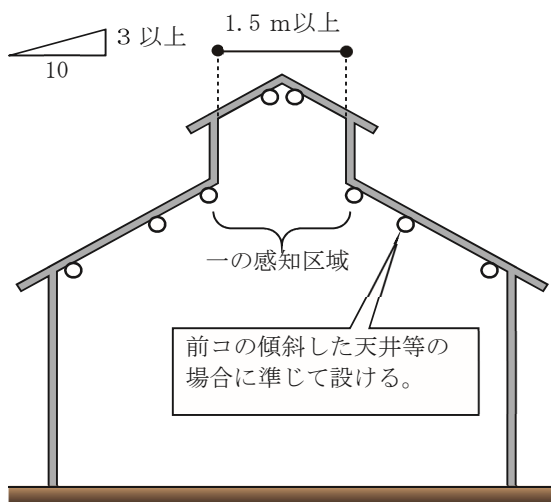
越屋根部の幅が 1.5m 未満の場合は、第 10-76 図に示すとおり越屋根部の基部にそれぞれ 1 本の空気管を設け、その他の部分には前コの例により設けること。



第 10-76 図

(イ) 越屋根部の幅が 1.5m 以上の場合

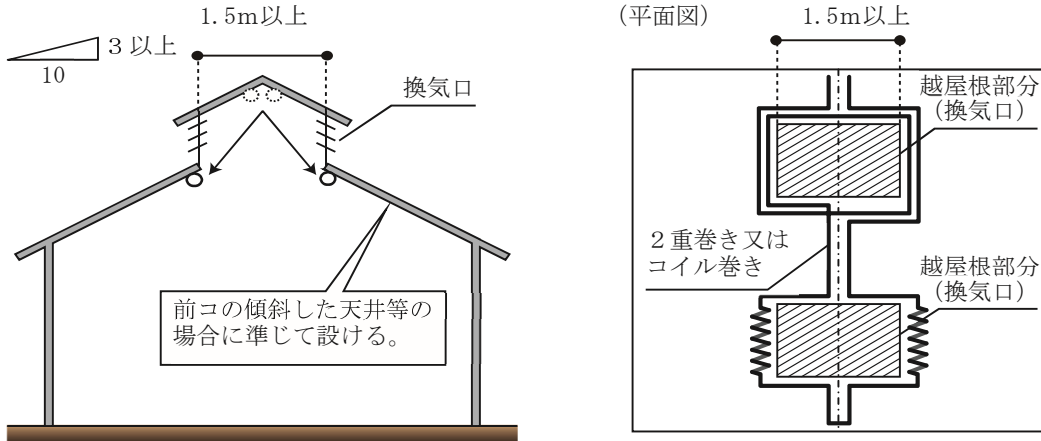
越屋根部の幅が 1.5m 以上の場合は、第 10-77 図に示すとおり越屋根部を一の感知区域とし、合掌部の頂上部に空気管を設けるほか、傾斜した天井等の部分には前コの例により設けること。



第 10-77 図

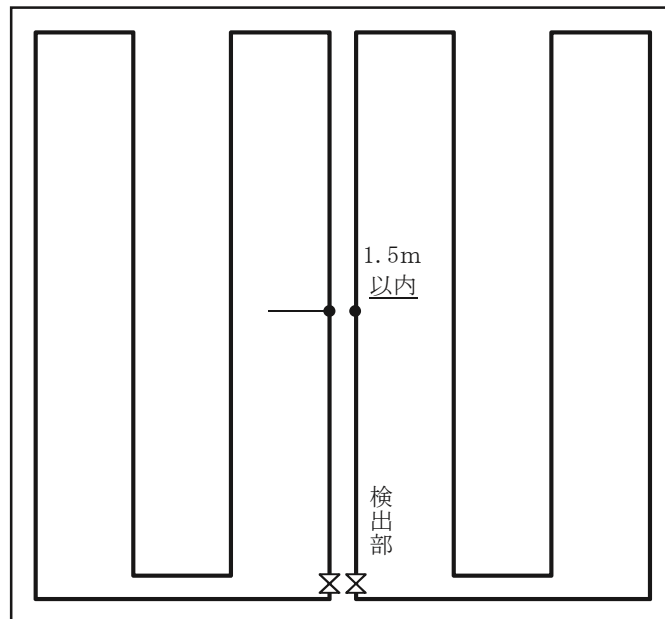
(ウ) 越屋根部が換気等の目的に使用されている場合

越屋根部がベンチレーター等による換気等を目的に使用されている場合は、越屋根部には空気管を設ける必要はないが、熱気流の経路となる越屋根の基部には、第10-78図に示すとおり、当該部分を一の感知区域とみなして空気管を設けること。この場合、別の検出部で警戒しないようにすること。



第10-78図

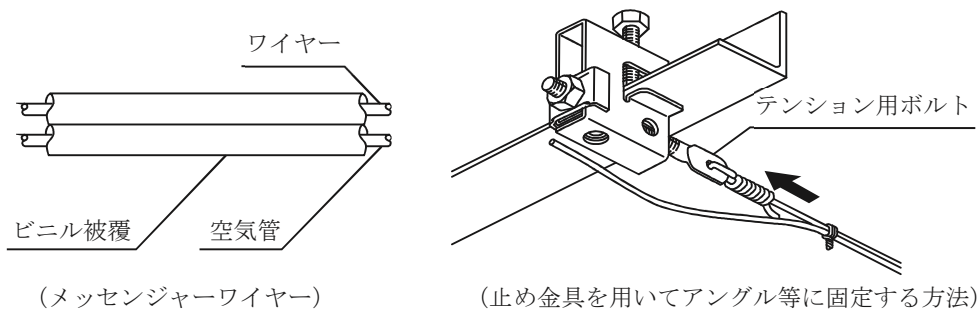
セ 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、この相互間隔を1.5m以内とすること。
(第10-79図参照)



第10-79図

ソ 検出部の設置場所は、点検に便利で、かつ、操作等に必要空間が保有されていること。▲

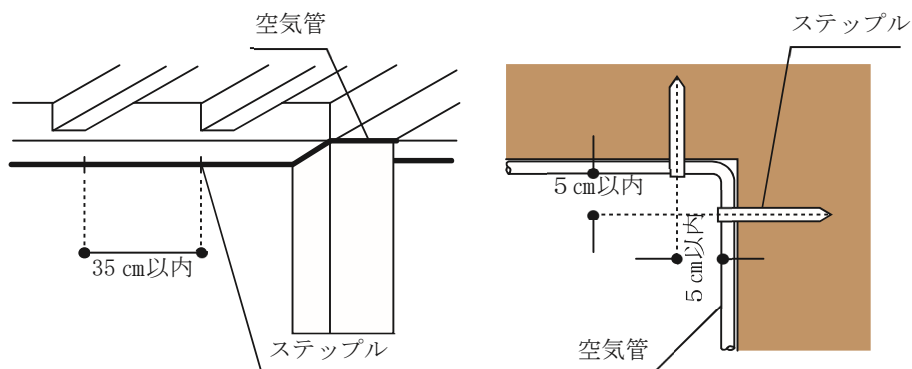
タ 空気を布設する場合で、メッセンジャーワイヤーを用いる場合（空気管とメッセンジャーワイヤーのより合せ及びセルフサポートによる場合等を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。▲（第10-80図参照）



第10-80図

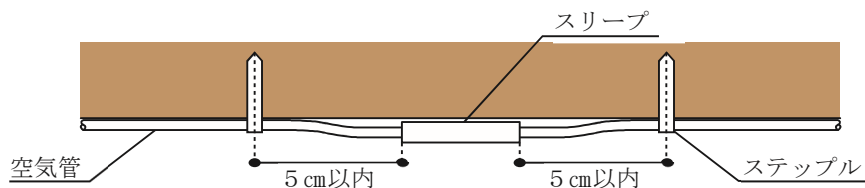
チ 空気を付設する場合で、止め金具（ステップル等）を用いる場合

（ア） 直線部分にあつては35 cm以内の等間隔に、接続部分又は屈曲部分にあつては5 cm以内に確実に固定してあること。▲（第10-81図参照）



第10-81図

（イ） 接続部分は、スリーブの両端から5 cm以内とすること。▲（第10-82図参照）



第10-82図

ツ 壁体等の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。▲

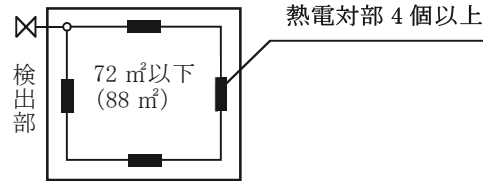
テ 空気管は、途中で分岐しないこと。▲

ト テックス、耐火ボード等天井の目地に空気を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。▲

(6) 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）の設置方法は、省令第23条第4項第4号の2の規定によるほか、次によること。

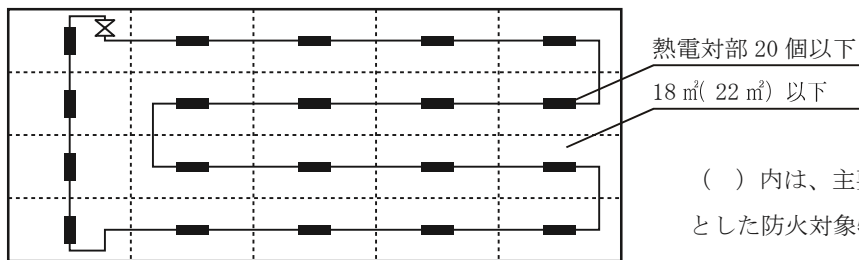
ア 省令第23条第4項第4号の2ロに規定する感知区域は、第10-83図の例により設けること。

(感知区域の床面積が72㎡(88㎡)以下の場合)



()内は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物

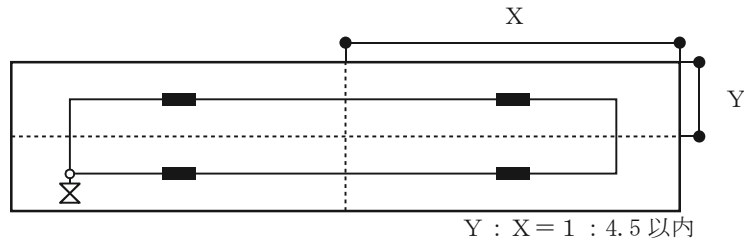
(感知区域の床面積が72㎡(88㎡)を超える場合)



()内は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物

第10-83図

イ 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1 : 4.5以内とすること。▲(第10-84図参照)

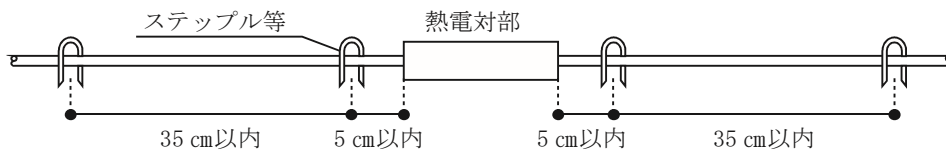


第10-84図

ウ 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。

エ 接続電線は、ステップ等により直線部分にあつては35cm以内の等間隔に、熱電対部の両端は5cm以内の接続電線部で止められ、熱電対部は屈折しないようにすること。▲(第10-85図参照)

オ 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。▲

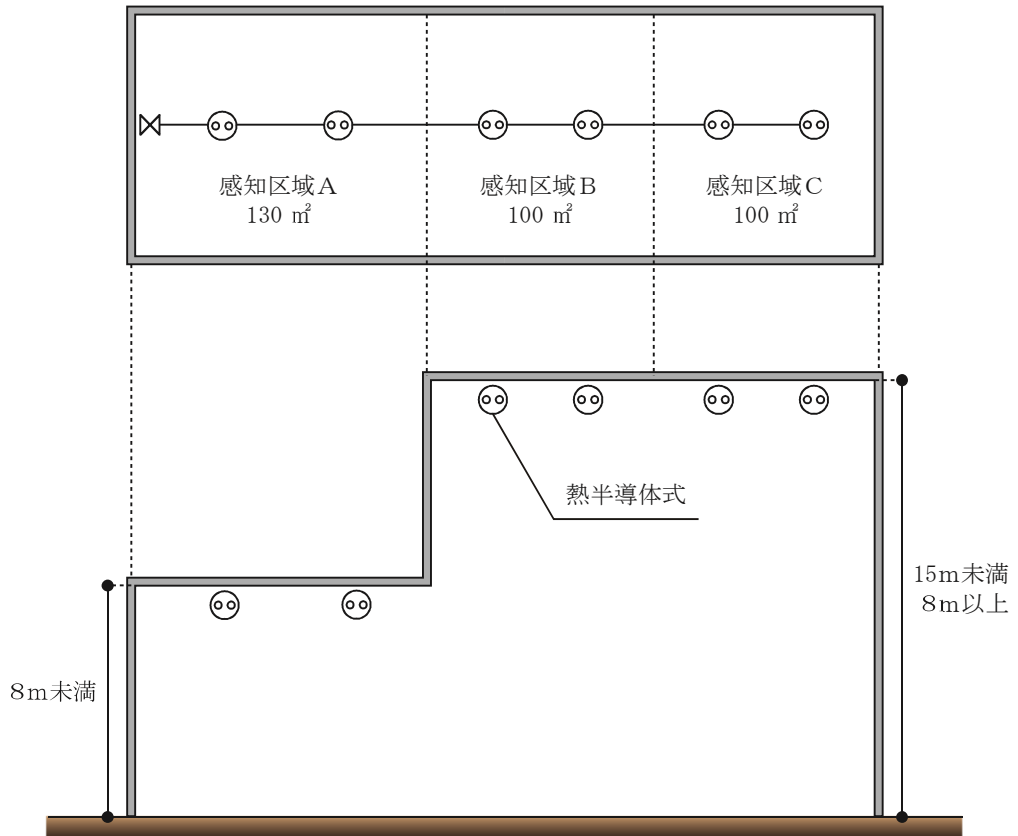


第10-85図

(7) 差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）の設置方法は、省令第23条第4項第4号の3の規定によるほか、次によること。

ア 省令第23条第4項第4号の3に規定する感知区域は、第10-86図の例により設けること。

(主要構造部を耐火構造とした防火対象物 熱半導体式（1種）の場合)



第10-86図

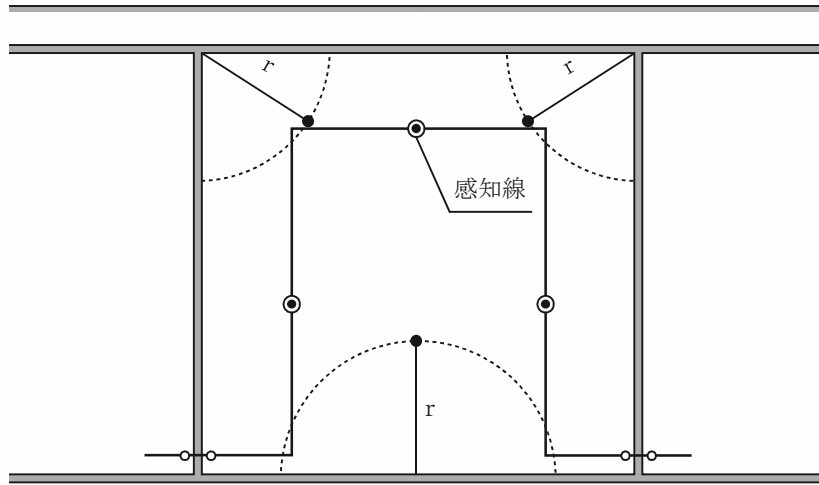
イ 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

(参考) 省令第23条第4項第4号の2ロ表 感知区域

感知器の種別	建築物の構造 取付け面の平均高さ		感知区域	
			耐火	
	8 m未満	8 m以上 15 m未満	8 m未満	8 m以上 15 m未満
1 種	65 m ²	50 m ²	40 m ²	30 m ²
2 種	36 m ²	—	23 m ²	—

(8) 定温式感知線型感知器の設置方法は、省令第23条第4項第5号の規定によるほか、次によること。

ア 省令第23条第4項第5号に規定する感知区域は、第10-87図の例により設けること。



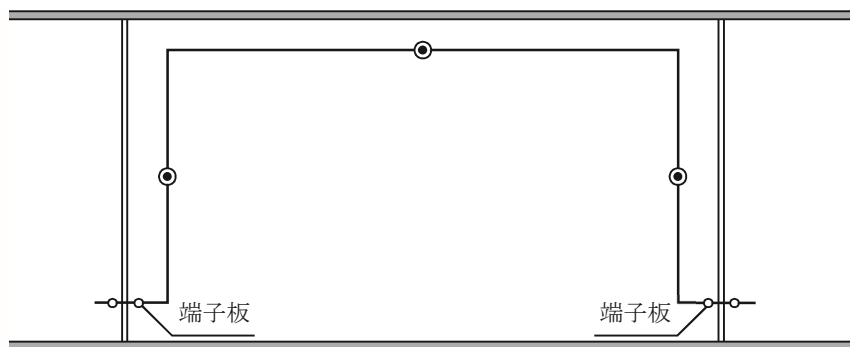
感知器の種別	取付け間隔 建築物の構造	水平距離 (r)	
		耐火	非耐火
特 殊		4.5 m以下	3 m以下
1 種		4.5 m以下	3 m以下
2 種		3 m以下	1 m以下

第10-87図

イ 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

ウ 1室に1個以上の端子板を設けること。(第10-88図参照)

エ 感知線は、ステップル等により確実に止められていること。▲



第10-88図

(9) イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器並びにイオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器（以下この(9)において単に「感知器」という。）の設置方法は、省令第23条第4項第7号、第8号及び第9号並びに第7項の規定によるほか、次によること。

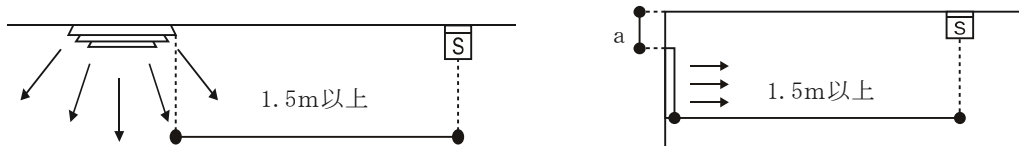
ア 省令第23条第4項第8号に規定する「換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置」は、次により設けること。（第10-89図参照）

ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(ア) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取付けること。

(イ) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離れて感知器を取付けること。

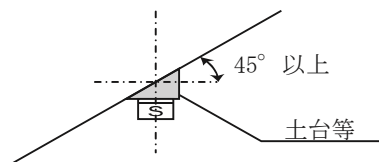
ただし、吹き出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられる場合は1.5m以内とすることができる。



aの距離が1m以上の場合は状況により1.5m以内とすることができる。

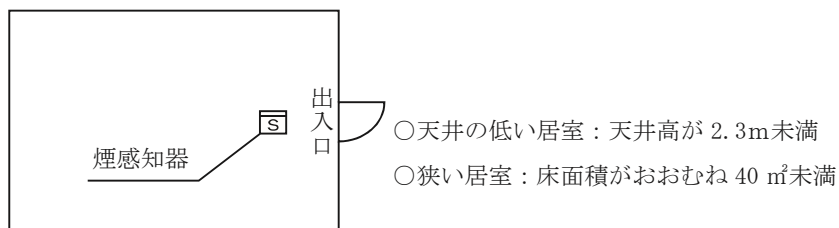
第10-89図

イ 45°以上の傾斜面に感知器を取付ける場合は、第10-90図の例のように土台等を用いて傾斜しないように設けること。



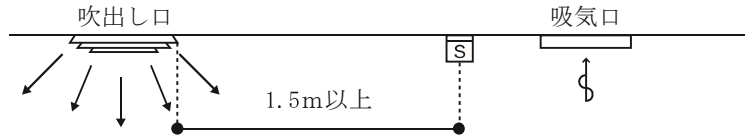
第10-90図

ウ 省令第23条第4項第7号イに規定する「天井の低い居室又は狭い居室」とは、天井高が2.3m未満、狭い居室とは、床面積がおおむね40㎡未満の居室をいうこと。（第10-91図参照）



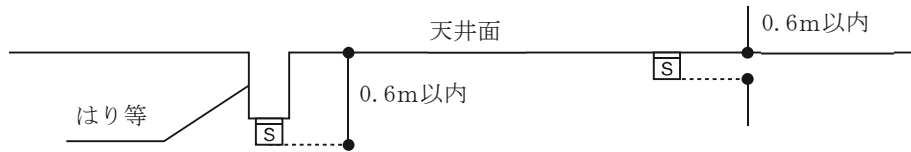
第10-91図

エ 省令第23条第4項第7号ロに規定する「吸気口付近に設ける」は、第10-92図の例によること。



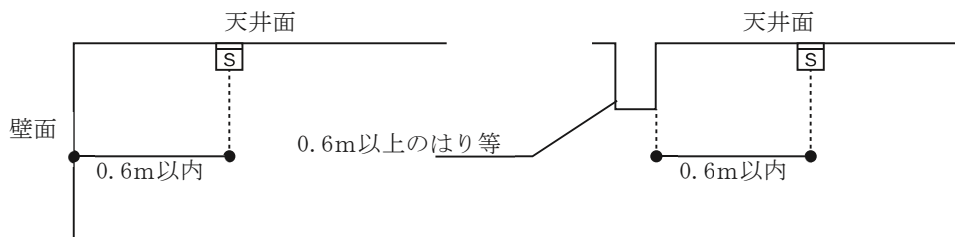
第10-92図

オ 省令第23条第4項第7号ハに規定する「取付け面の下方0.6m以内」は、第10-93図の例によること。



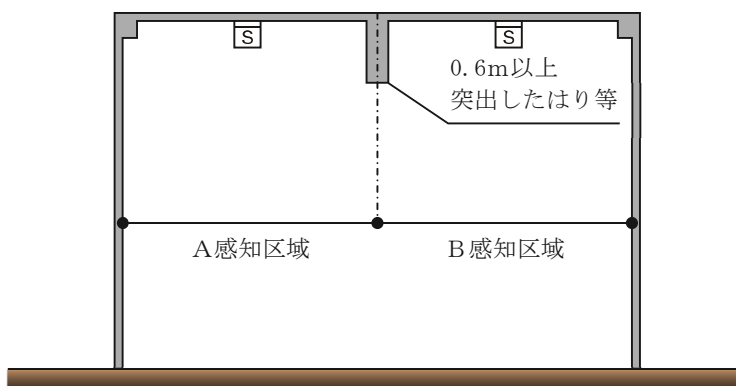
第10-93図

カ 省令第23条第4項第7号ニに規定する「壁又ははりから0.6m以上離れた位置」は、第10-94図の例によること。



第10-94図

キ 感知区域の面積の算出は、壁の場合は壁の内側、はり等の場合は、はり等の中心線までの距離を基準とすること。(第10-95図参照)



第10-95図

ク 省令第 23 条第 4 項第 7 号ホに規定する一の感知区域内における感知器の必要個数は、次式により計算し、小数点以下は切り上げるものとする。

$$\text{感知器の必要個数} = \frac{\text{感知区域の面積 (m}^2\text{)}}{\text{設置する感知器 1 個の感知面積 (m}^2\text{)}}$$

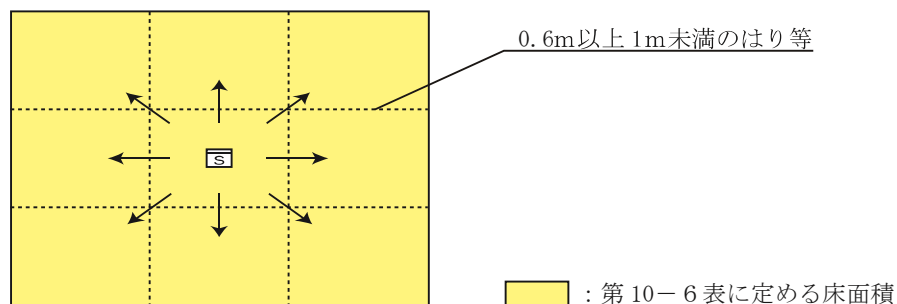
(参考) 煙感知器の取付け面の高さ

感知器の種別		取付け面の高さ		
		4m未満	4m以上 15m未満	15m以上 20m未満
煙 感 知 器	1 種	150 m ²	75 m ²	75 m ²
	2 種	150 m ²	75 m ²	—
	3 種	50 m ²	—	—

備考 イオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器は、省令第 23 条第 7 項に規定する設定表示濃度に応じた種別により取扱うこと。

ケ 小区画が連続してある場合

はり等の深さが 0.6m 以上 1m 未満で小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第 10-6 表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。(第 10-96 図参照)



第 10-96 図

第 10-6 表

感知器の種別		感知区域			
		4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満
	1 種	60 m ²	60 m ²	40 m ²	40 m ²
	2 種	60 m ²	60 m ²	40 m ²	—
	3 種	20 m ²	—	—	—

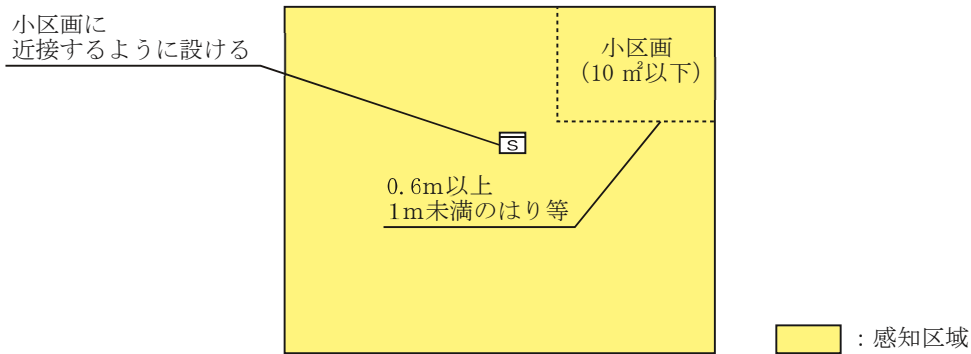
備考 イオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器は、省令第 23 条第 7 項に規定する設定表示濃度に応じた種別により取扱うこと。

コ 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10㎡以下の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて一の感知区域とすることができる。

この場合の感知器は、小区画に近接するように設けること。(第10-97図参照)

なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて規定されている感知区域の床面積の範囲内とすること。

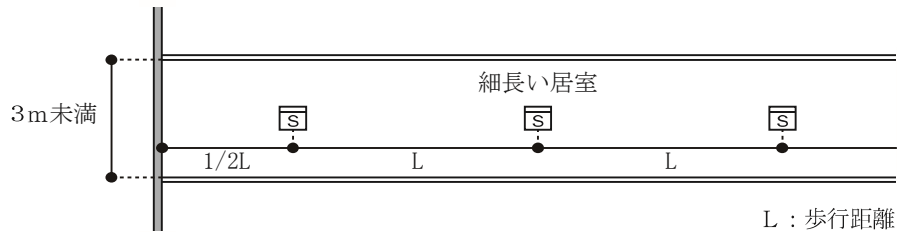


第10-97図

サ 幅員3m未満の細長い居室に感知器を設置する場合は、建築物の構造及び感知器の種別に応じ

第10-7表に示す歩行距離(L)以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。●

(第10-98図参照)



第10-98図

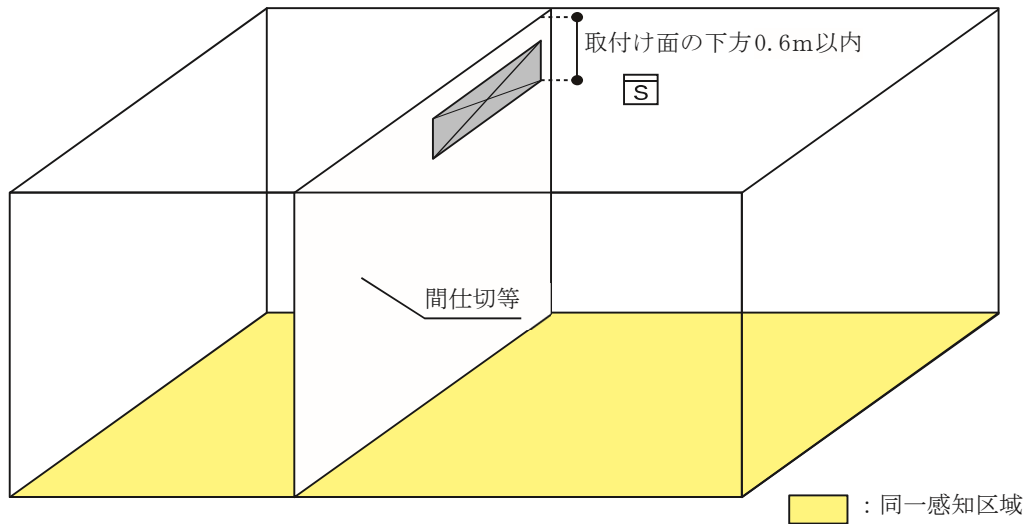
第10-7表

感知区域		感知器の種別	歩行距離(L)	
			種別	距離
煙 感 知 器	1種	30		
	2種	30		
	3種	20		

備考 イオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器は、省令第23条第7項に規定する設定表示濃度に応じた種別により取扱うこと。

シ 煙感知器の感知区域を構成する間仕切等の上方（取付け面の下方0.6m以内）の部分に次の空気の流通する有効な開口部を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（第10-99図参照）

- (ア) 取付け面の下方10cm×長辺が間仕切等幅の1/3以上の開口部
- (イ) 取付け面の下方5cm×長辺が間仕切等幅の開口部
- (ウ) 取付け面の下方10cm×間仕切等幅の1/3相当以上の空間開口部



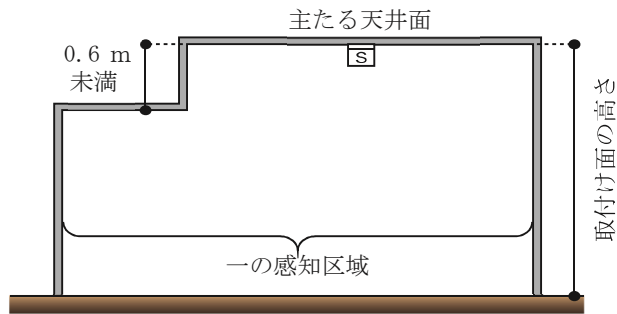
第10-99図

ス 段違いの天井等の高さが異なる部分が存する場合は、段違いの深さが0.6m未満の場合は、平面の天井等とみなして一の感知区域とすることができる。

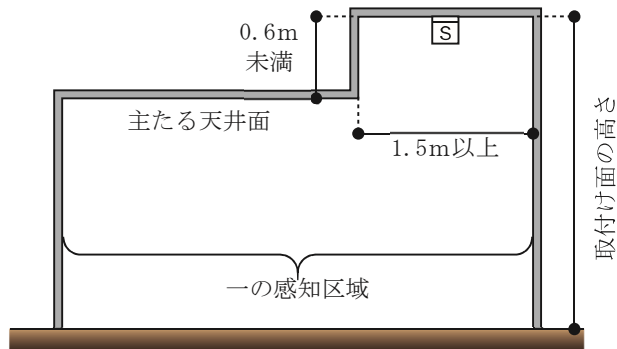
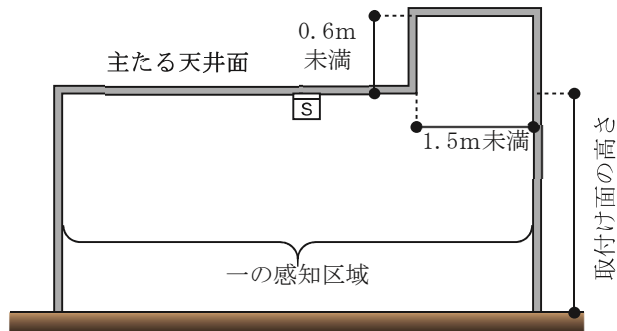
この場合の感知器を取付ける位置は、主たる天井面の段違いが高い場合は当該部分に、主たる天井面の段違いが低く、かつ、段違いの高い部分の幅が1.5m未満の場合は段違いの低い部分に設けること。(第10-100図参照)

なお、省令第23条第4項第7号ホ表に規定する感知区域ごとに、感知器の種別及び当該感知器が取付けられた天井面までの高さに応じて、1個以上の感知器を設けること(以下この(9)において同じ。)

(主たる天井面が高い場合の例)



(主たる天井面が低い場合の例)



第10-100図

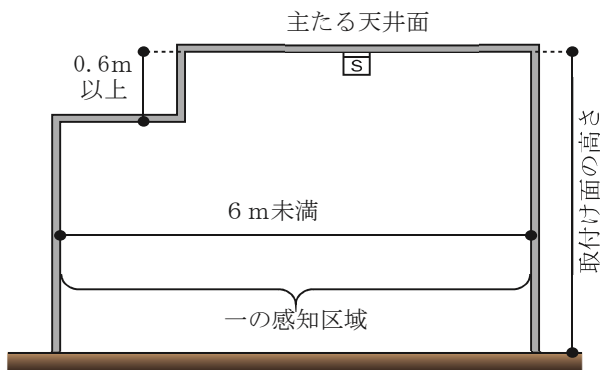
セ 段違いの天井等の高さが異なる部分が存する場合（段違いの深さが0.6m以上ある場合に限る。）は、次によること。●

(ア) 居室等の幅が6m未満の場合

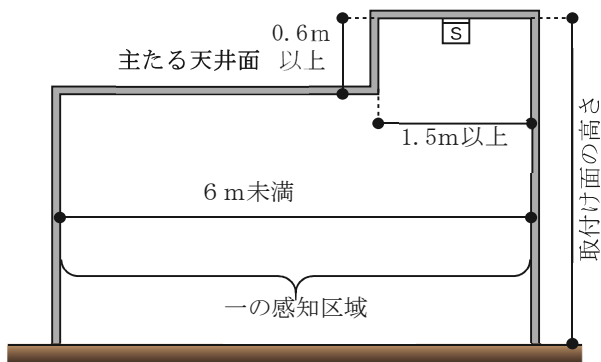
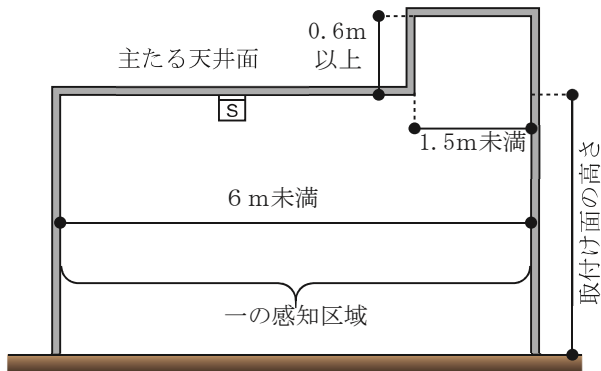
居室等の幅が6m未満の場合は、一の感知区域とすることができる。

この場合の感知器を取付ける位置は、段違いの高い部分の幅が1.5m以上の場合は、高い天井面に感知器を設けること。（第10-101図参照）

（主たる天井面が高い場合の例）



（主たる天井面が低い場合の例）



第10-101図

(イ) 居室等の幅が6 m以上の場合

a 主たる天井面が高い場合

主たる天井面より低い段違いがある場合は、段違いの低い部分の幅が3 m未満であれば、一の感知区域とすることができる。

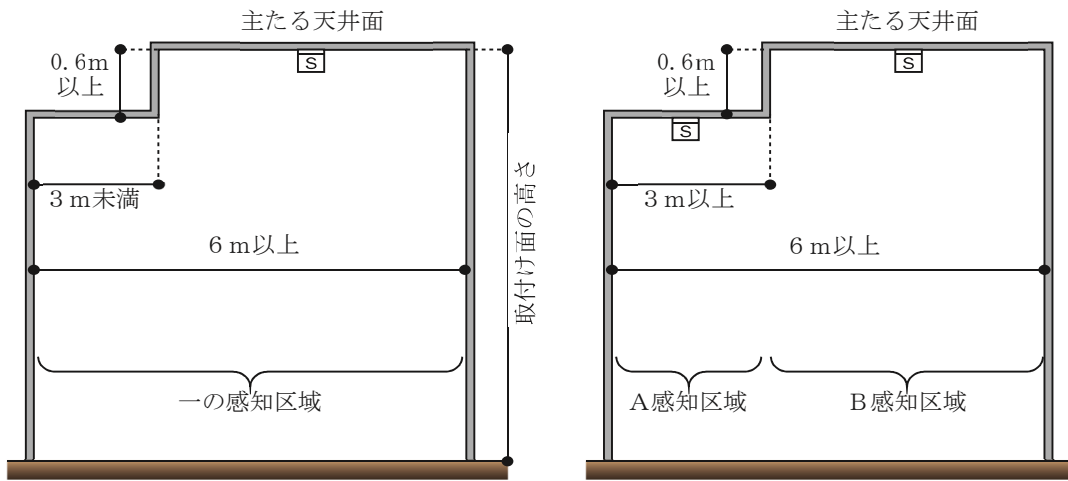
この場合の感知器を取付ける位置は、主たる天井面に設けること。(第10-102図参照)

b 主たる天井面が低い場合

主たる天井面より高い段違いがある場合は、段違いの高い部分の幅が1.5 m未満であれば、一の感知区域とすることができる。

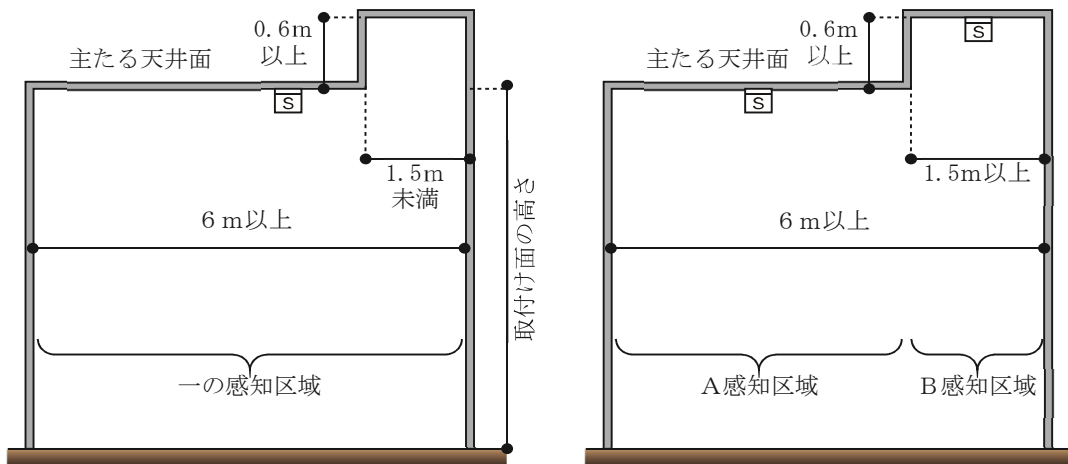
この場合の感知器を取付ける位置は、主たる天井面に設けること。(第10-103図参照)

(主たる天井面が高い場合の例)



第10-102図

(主たる天井面が低い場合の例)



第10-103図

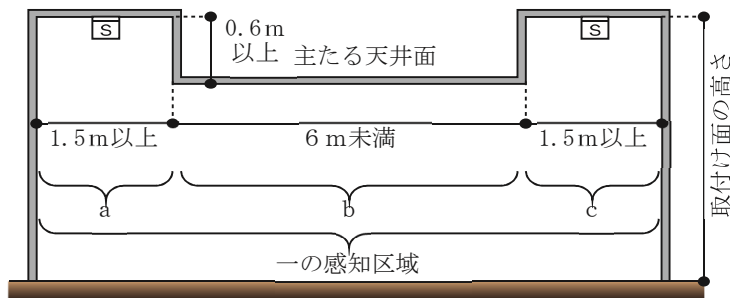
c 段違いの天井等が中央にある場合

(a) 低い段違いの天井等が中央にある場合

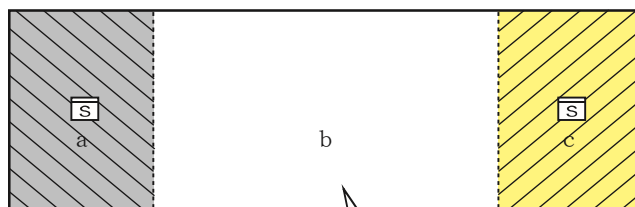
段違いの高い部分の幅が1.5m以上で、主たる天井面の幅が6m未満の場合は、一の感知区域とすることができる。

この場合の感知器を取付ける位置は、段違いの高い天井面に感知器を設けること。ただし、感知器の必要個数が1個の場合は、いずれかの段違いの高い天井面に設けることができる。(第10-104図参照)

(段違いの高い部分の幅が1.5m以上で、主たる天井面の幅が6m未満の場合の例)



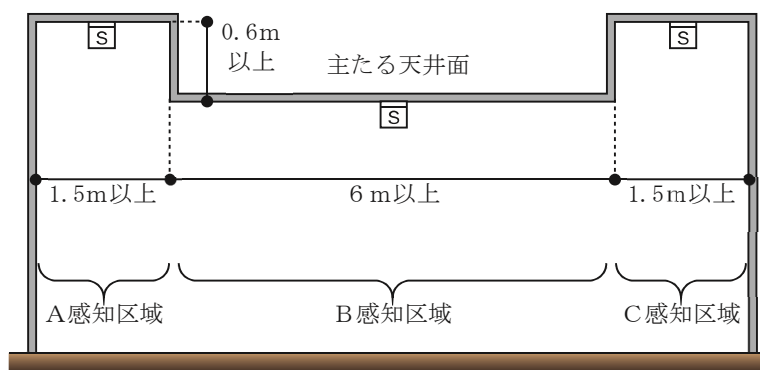
(平面図)



a, b 及び c を一の感知区域とすることができる。
ただし、感知器は段違いの高い天井面に設けること。

$$\text{感知器の必要個数} = \frac{\text{a} + \text{b} + \text{c}}{\text{設置する感知器1個の感知面積}(\text{m}^2)}$$

(段違いの高い部分の幅が1.5m以上で、主たる天井面の幅が6m以上の場合の例)



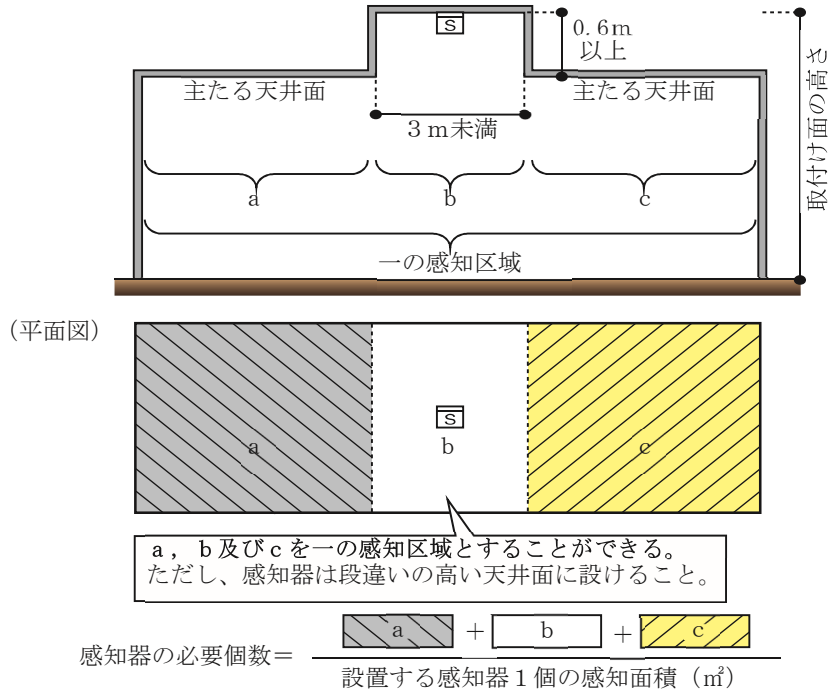
第10-104図

(b) 高い段違いの天井等が中央にある場合

段違いの高い部分の幅が3m未満の場合は、一の感知区域とすることができる。

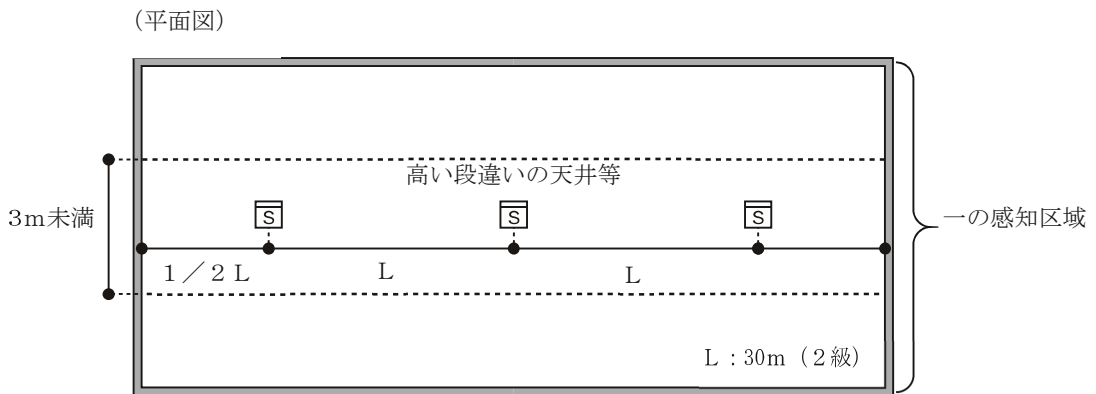
この場合の感知器を取付ける位置は、段違いの高い天井面に感知器を設けること。(第10-105図参照)

(段違いの高い部分の幅が3m未満の場合の例)



第10-105図

ソ 高い段違いの天井等の幅が3m未満で細長い場合は、前サの例により設けること。● (第10-106図参照)

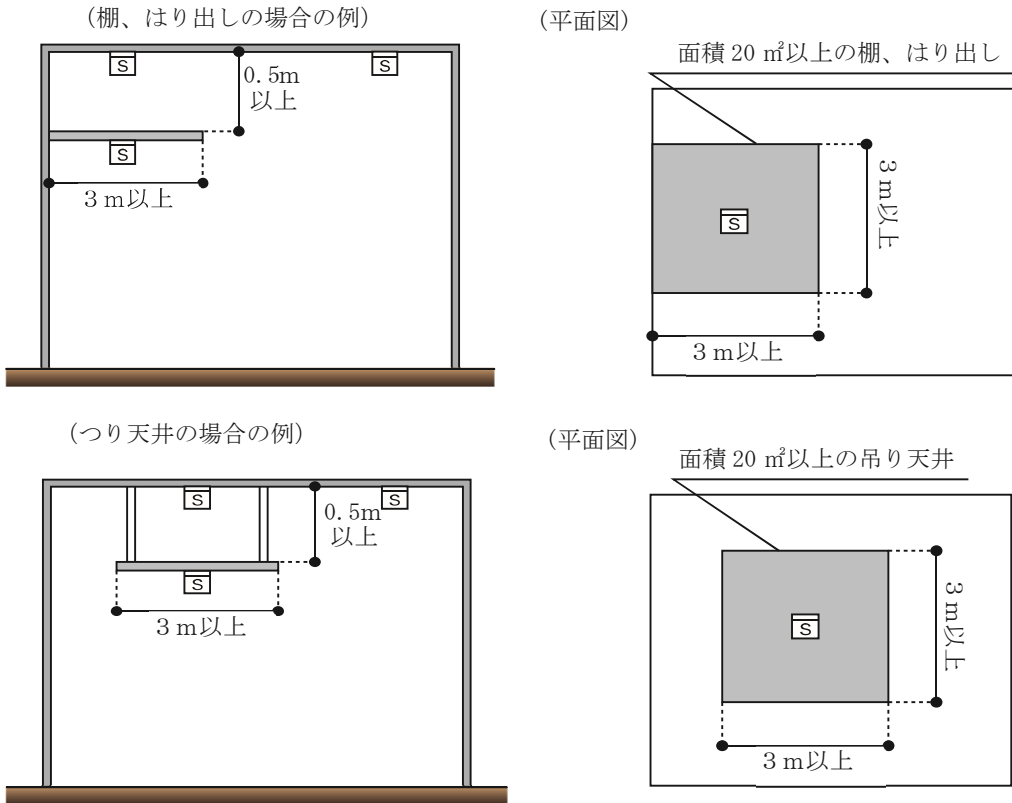


第10-106図

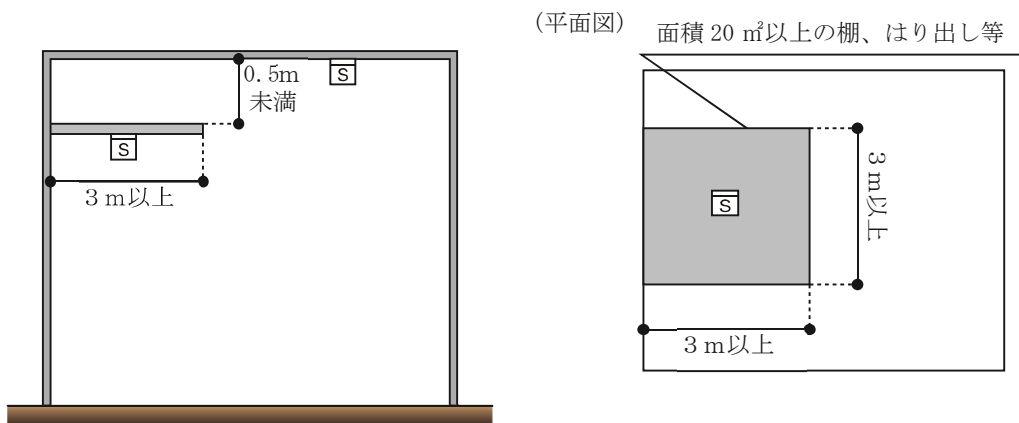
タ 棚、はり出し等がある場合

取付け面下方0.5m以上の部分に短辺が3m以上、かつ、面積が20㎡以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。●（第10-107図参照）

なお、第10-108図に示すとおり、取付け面下方0.5m未満の部分に棚、はり出し等がある場合は、当該棚、はり出し等に相当する天井面の部分には、感知器の設置を省略することができる。



第10-107図

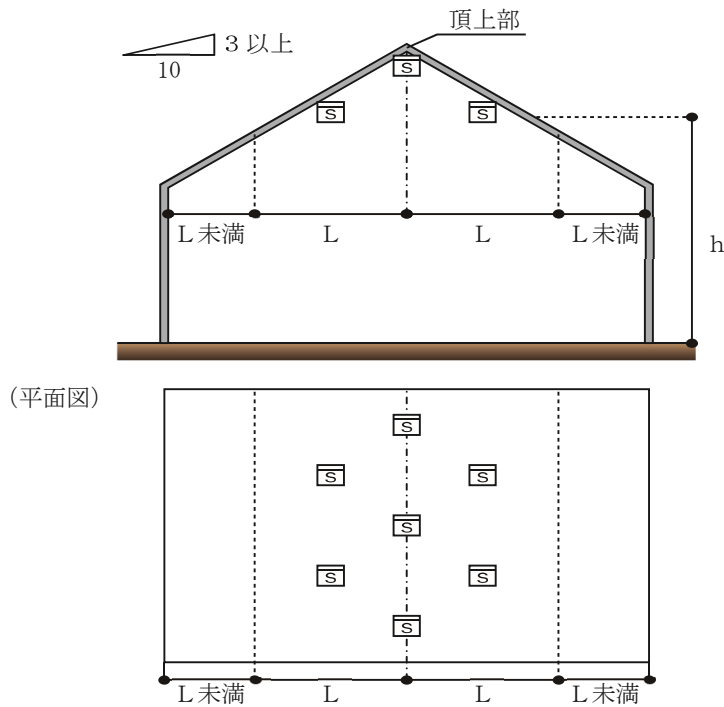


第10-108図

チ 傾斜した天井等の場合

天井の傾斜角度が10分の3未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が10分の3以上の傾斜をもつ天井等の場合、一の感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の平均の高さに応じて、必要な個数を算出し、その頂上部に感知器を取付け、かつ、壁面までの距離が第10-8表に掲げる感知器設定線を超える場合は、頂上部から感知器設定線以内ごとに当該感知器設定線のほぼ中間に設けること。●

この場合、傾斜角度が大きい場合には、第10-109図の例に示すよう感知器設定線の範囲で頂上部が密となるように設けるほか、天井面の傾斜が左右同一の場合、感知器は頂上部を中心に左右対象となるように設けること。



第10-109図

第10-8表

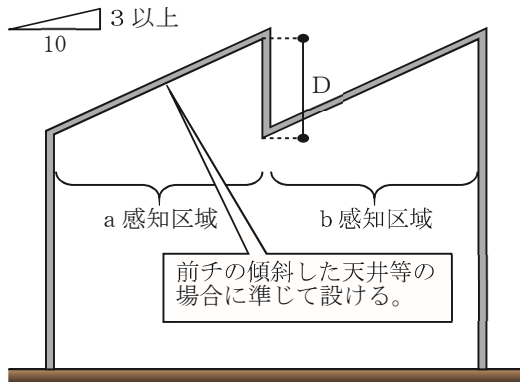
感知器の種別		感知区域	感知器設定線 (L)		
			4m未満	4m以上 8m未満	8m以上
煙 感 知 器	1種		12m	9m	7m
	2種		12m	9m	7m
	3種		12m	—	—

備考 イオン化アナログ式スポット感知器及び光電アナログ式スポット型感知器は、省令第23条第7項に規定する設定表示濃度に応じた種別により取扱うこと。

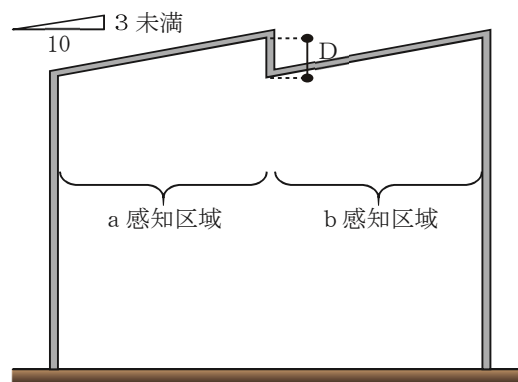
ツ のこぎり形の天井等の場合

天井の傾斜角度が10分の3未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が10分の3以上の傾斜をもつ天井等の場合、前チの傾斜した天井等の場合に準じて設けること。●（第10-110図参照）

ただし、感知区域は第10-111図の例に示すように、Dの深さが0.6m以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、a及びbはそれぞれ別の感知区域とすること。



第10-110図

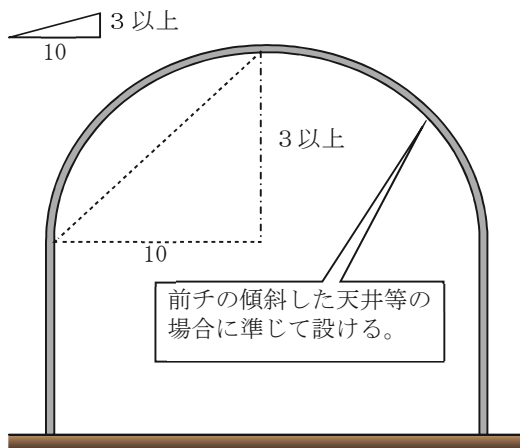


第10-111図

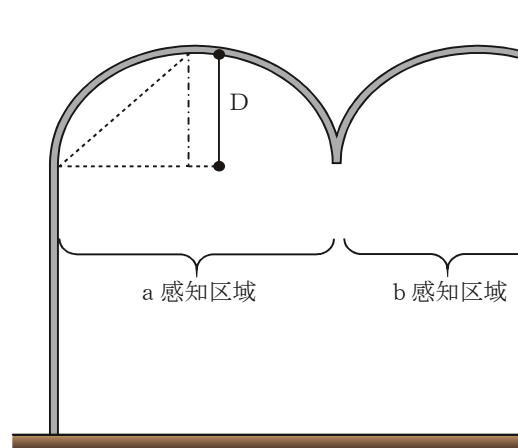
テ 円形の天井等の場合

天井の傾斜角度が10分の3未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、円形部の最低部と頂上部とを結ぶ線の傾斜角度が10分の3以上の傾斜をもつ天井等の場合、前チの傾斜した天井等の場合に準じて設けること。●（第10-112図参照）

なお、感知区域は第10-113図の例に示すように、Dの深さが0.6m以上の場合は、傾斜角度にかかわらず、a及びbはそれぞれ別の感知区域とすること。また、感知器は頂上部に密となるように設けること。



第10-112図



第10-113図

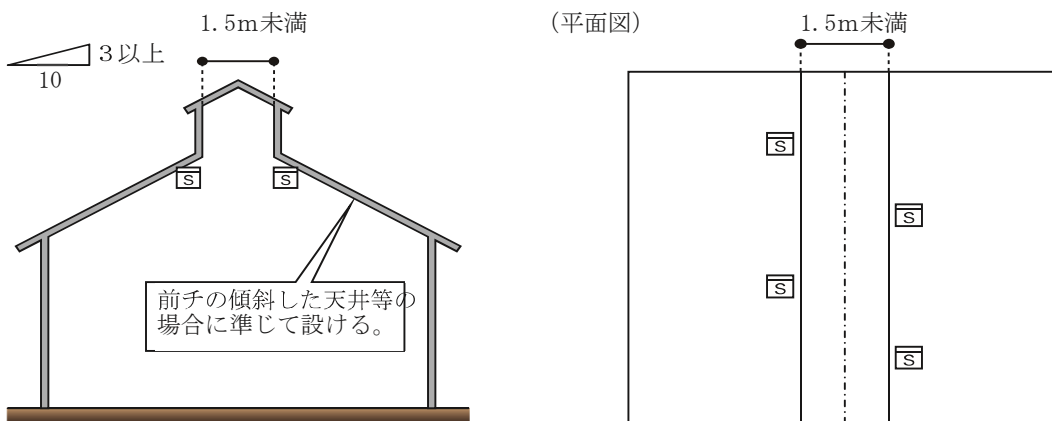
ト 越屋根の天井等の場合

天井の傾斜角度が10分の3未満の場合は、平面の天井等とみなして感知器を設置して差し支えないが、傾斜角度が10分の3以上の傾斜をもつ天井等の場合、前チの傾斜した天井等の場合に準じて設けるほか、次により設けること。●

なお、越屋根は換気等の目的に使用される場合が多いので、感知器の設置にあたっては、火災を有効に感知するよう設けること。

(ア) 越屋根部の幅が1.5m未満の場合

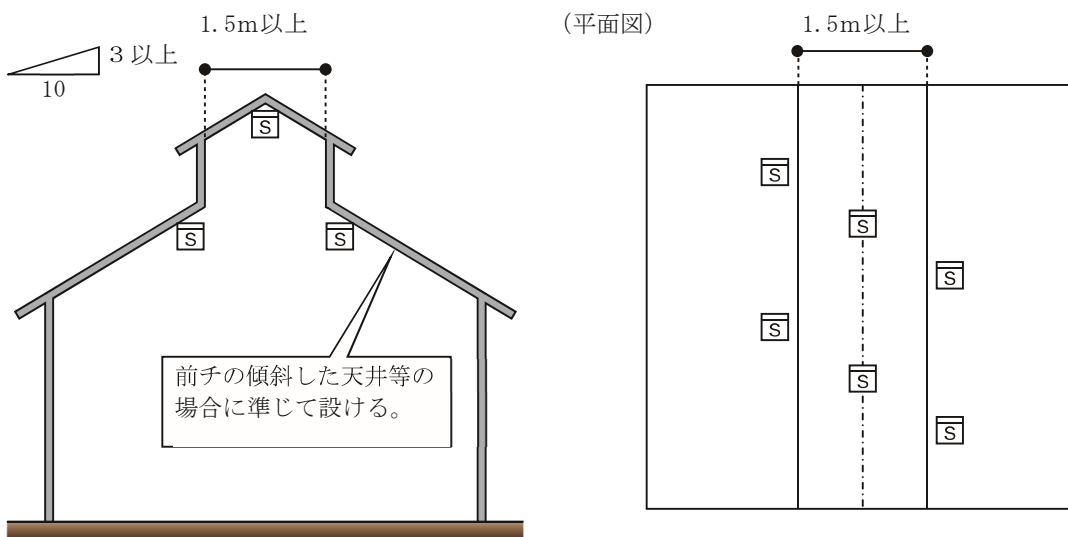
越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、第10-114図に示すとおり越屋根部の基部にそれぞれ1個以上の感知器を設け、その他の部分には前チの例により設けること。



第10-114図

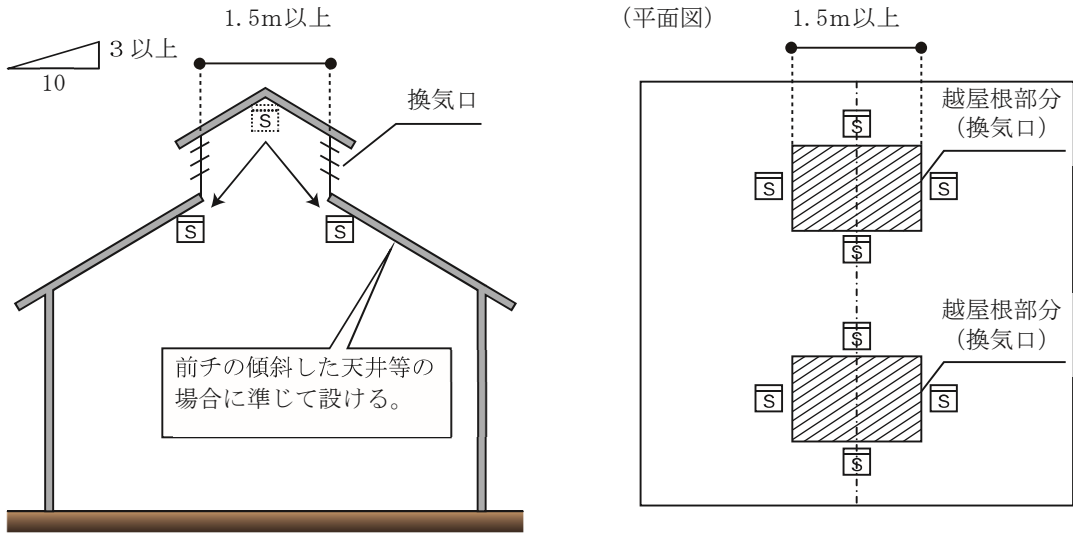
(イ) 越屋根部の幅が1.5m以上の場合

越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、第10-115図に示すとおり越屋根部の合掌部及び基部にそれぞれ1個以上の感知器を設け、その他の部分には前チの例により設けること。



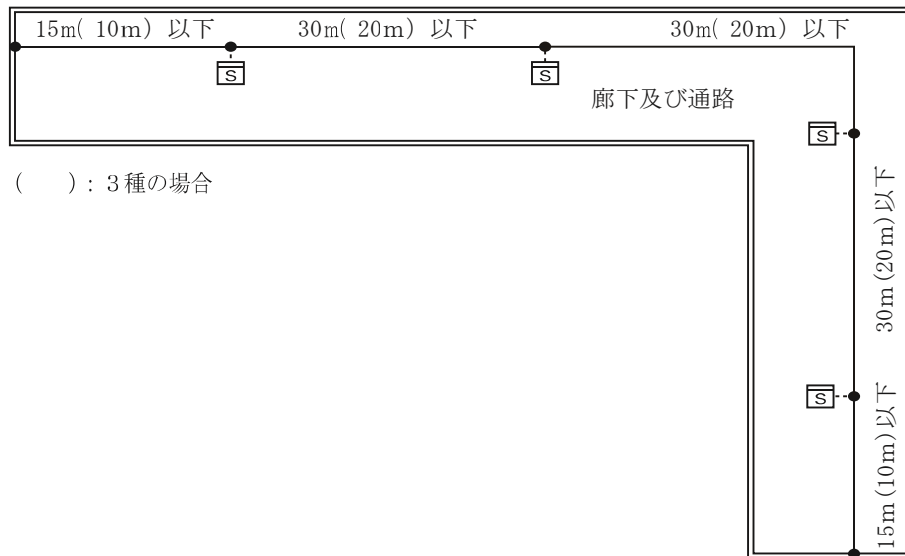
第10-115図

- (ウ) 越屋根が換気の目的に用いられる場合（越屋根部の幅が1.5m以上の場合に限る。）
 第10-116図に示すとおり越屋根部の合掌部に設ける感知器を熱気流の流通経路となる位置で、かつ、左右対象となるように設けること。●



第10-116図

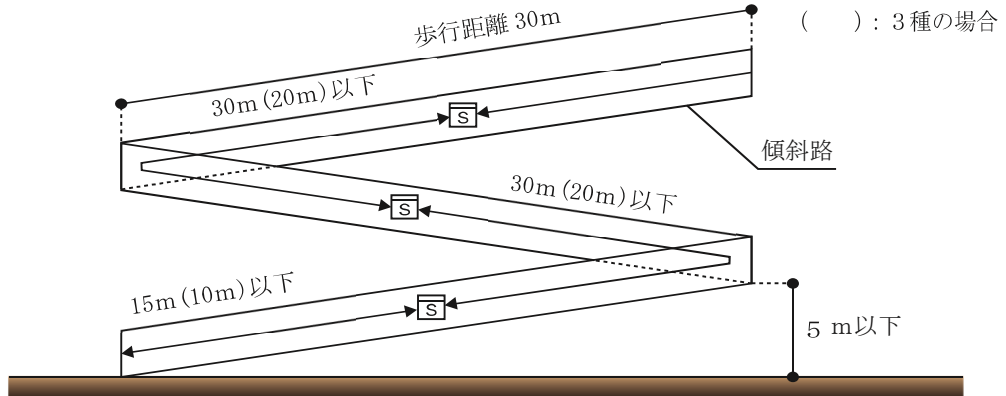
- ナ 省令第23条第4項第7号へに規定する廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあつては20m以下）とすること。（第10-117図参照）



第10-117図

- ニ 遊技場、飲食店、百貨店等のうち、通路と遊技、飲食、売場等の用に供する部分が壁体等で区画されていない場合は、当該通路を遊技、飲食、売場等の用に供する部分の一部として扱い、一定の面積ごとに感知器を設置すれば足りものであること。

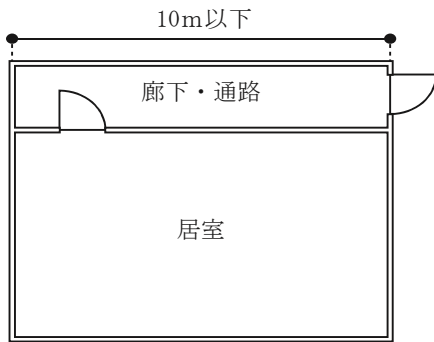
ヌ 歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、廊下及び通路に準じて設けること。●（第10-118図参照）



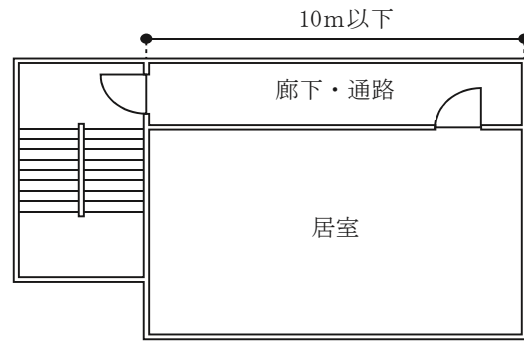
第10-118図

ネ 次に掲げる廊下及び通路にあつては、煙感知器を設けないことができる。

- (ア) 階段に接続していない10m以下の廊下及び通路（第10-119図参照）
- (イ) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下及び通路（第10-120図参照）

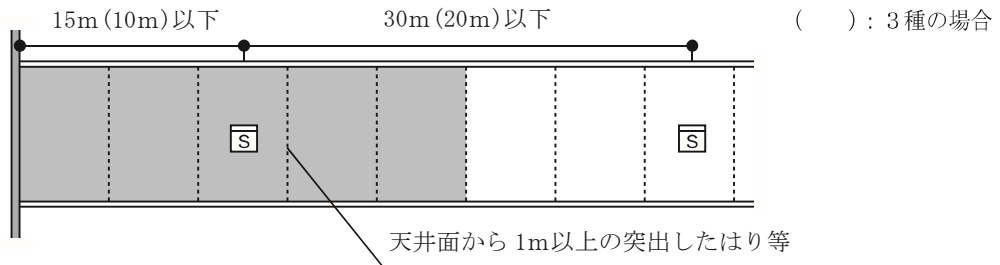


第10-119図



第10-120図

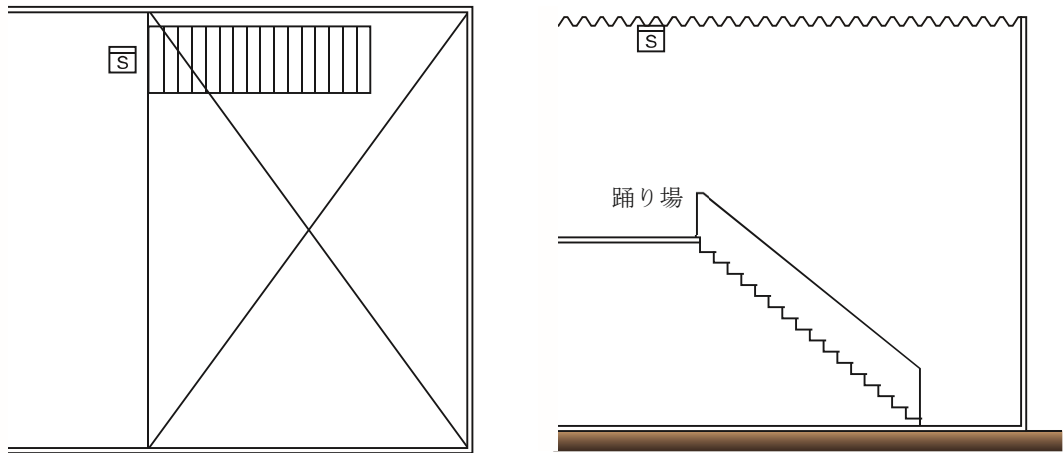
ノ 地階、無窓階及び11階以上の廊下及び通路に1m以上のつき出したはり等がある場合は、第10-121図の例に示すとおり、隣接する両側の2感知区域を一の感知区域とすることができる。



隣接する両側の2感知区域までを限度として煙感知器の有効範囲内 ■ とする。

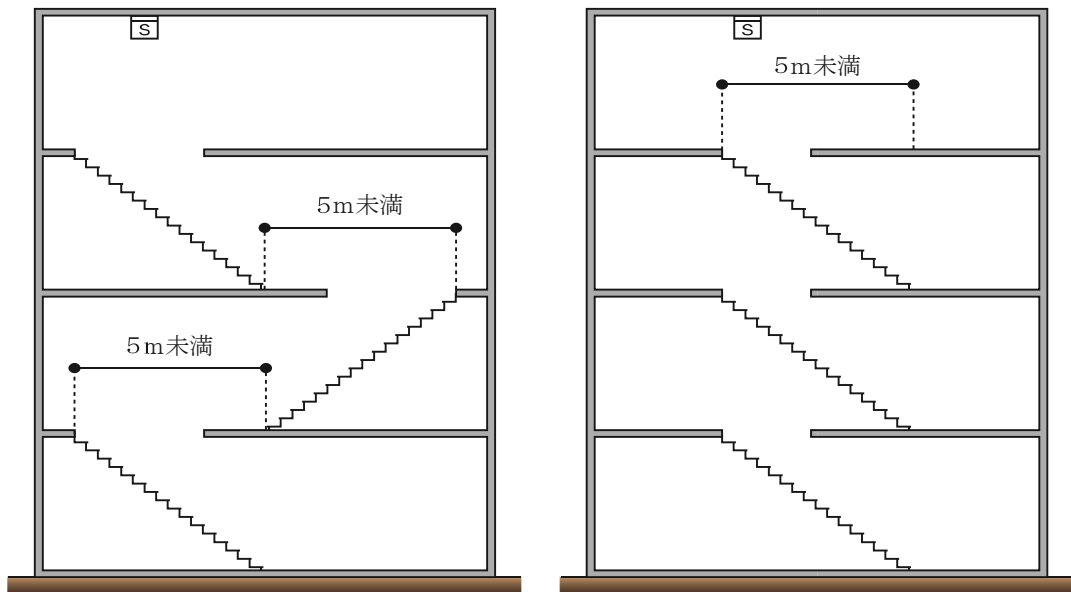
第10-121図

- ハ 階段室のない階段、倉庫等の階段についても、階段の踊り場部分に煙感知器を設置すること。
 (第 10-122 図参照)



第 10-122 図

- ヒ 各階の階段がそれぞれ異なった位置に設けられている場合で、当該階段が 5m 未満の範囲内で設けられている場合は、直通しているものとみなすことができる。(第 10-123 図参照)

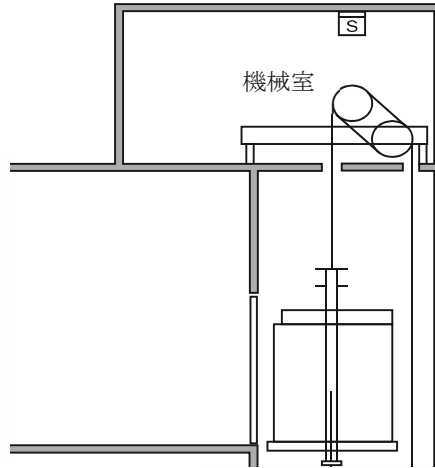


第 10-123 図

- フ エスカレーター、まわり階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離 15m (3種の感知器にあつては 10m) につき 1 個以上設けること。

へ エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（その床面積が1㎡以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器を1個以上設けること。●

ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。（第10-124図参照）

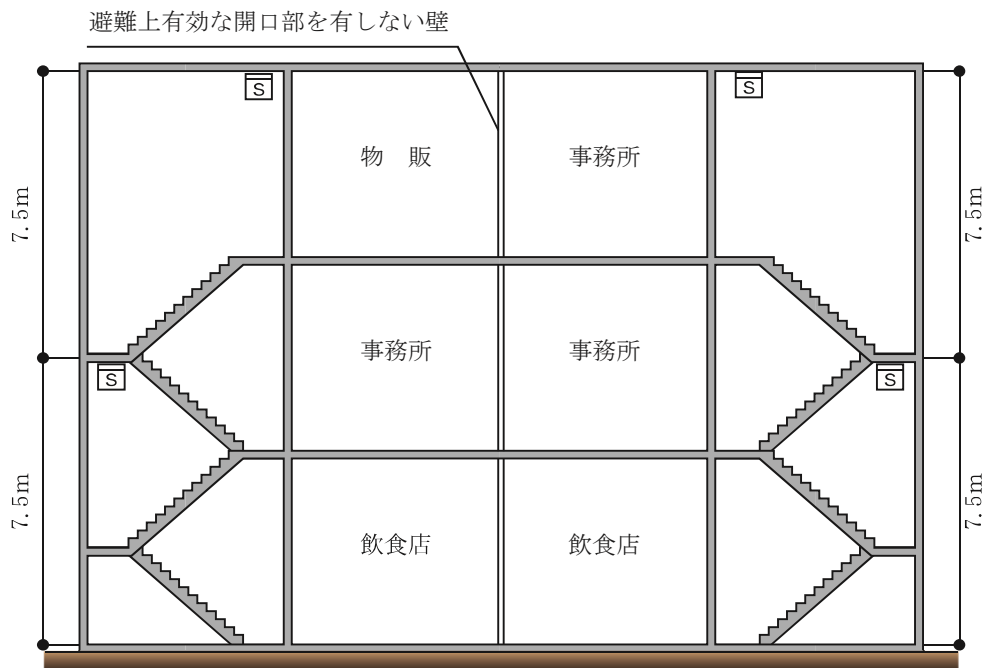


第10-124図

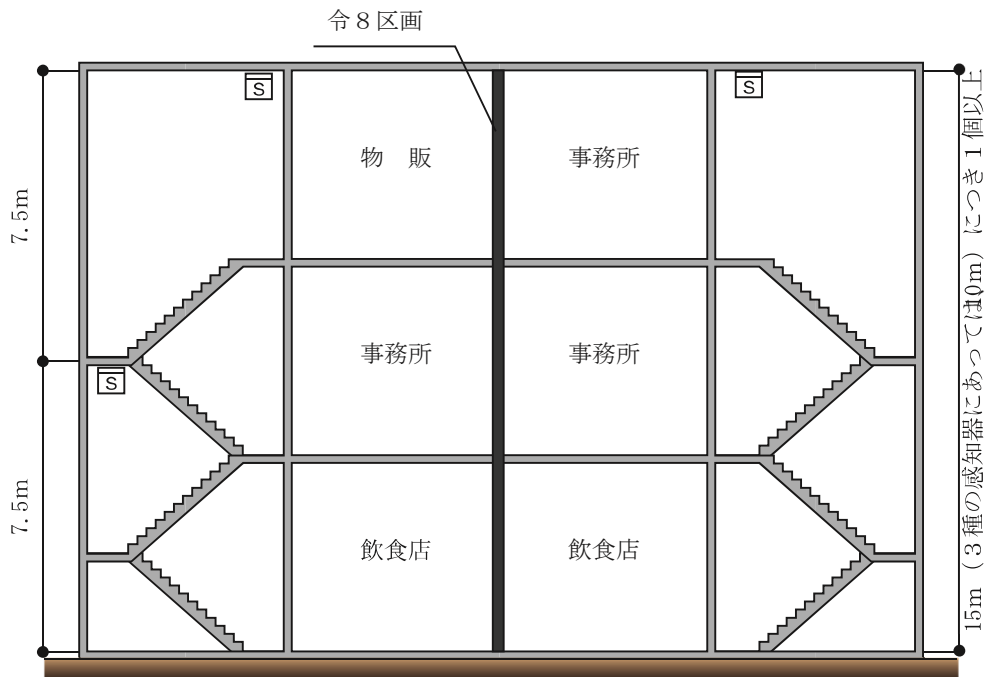
ホ 特定一階段等防火対象物における感知器の設置間隔

垂直距離7.5mにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける必要がある防火対象物は、第10-125図の例によること。

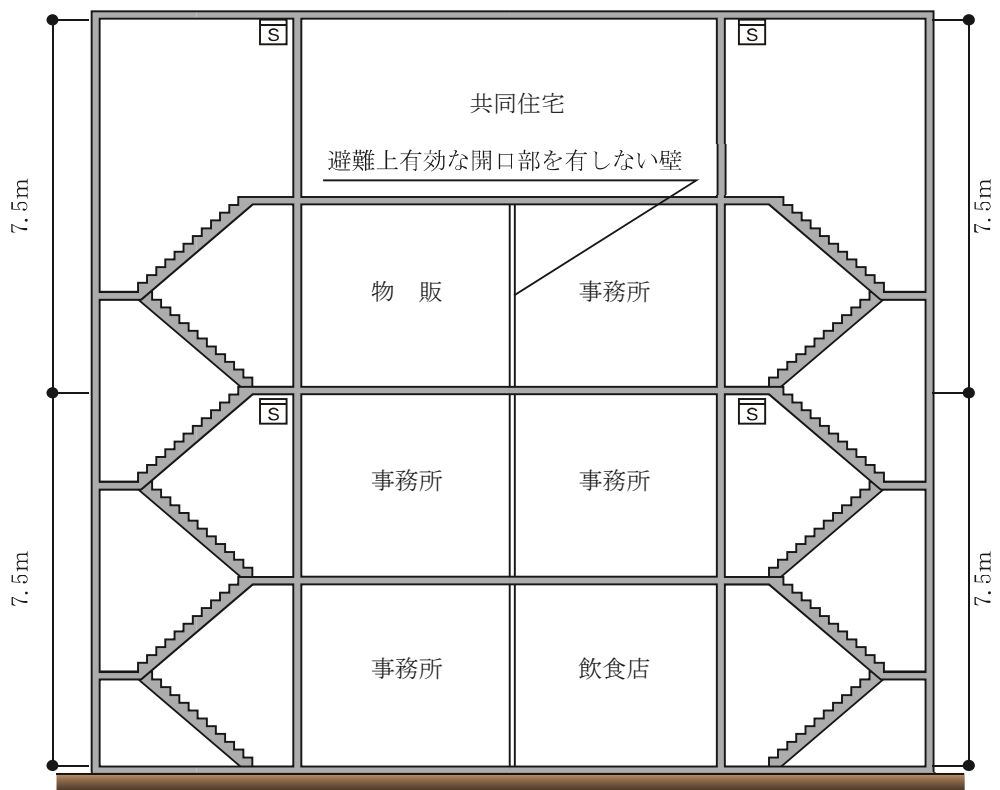
（その1）



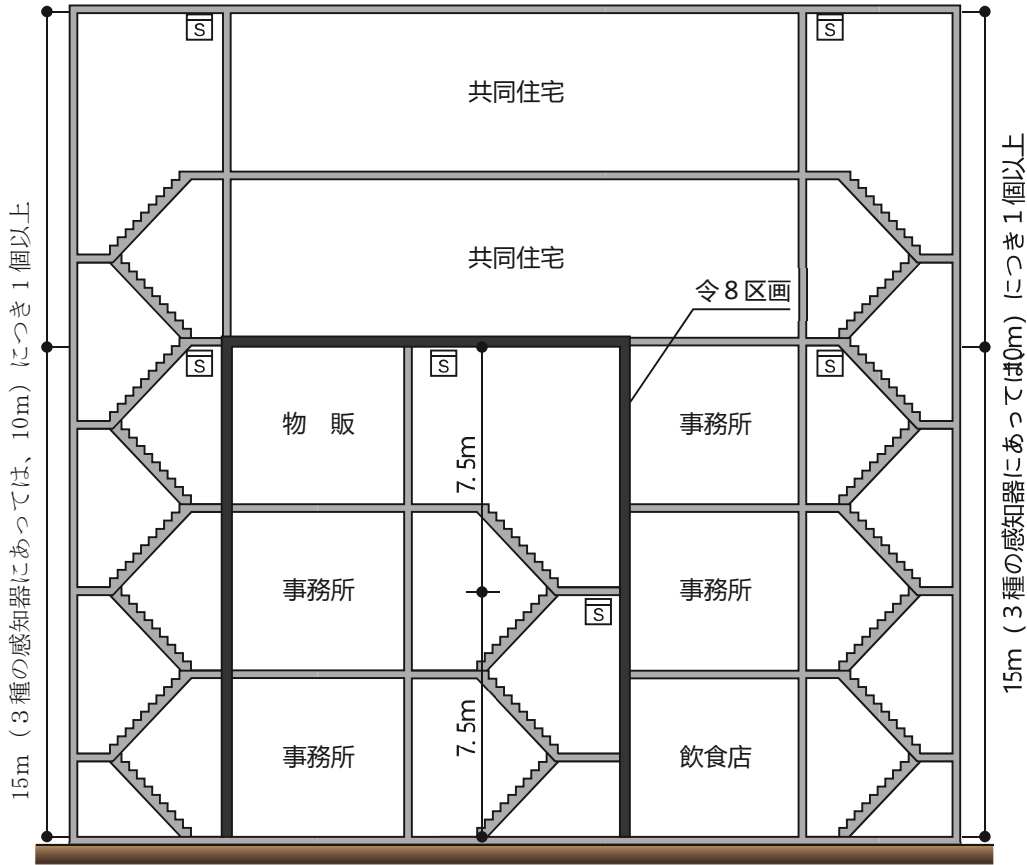
(その2)



(その3)



(その4)



第10-125図

マ パイプシャフト等、ダクトスペースのうち、給水管、排水管、ガス管又は換気、暖房若しくは冷房設備の風道により、設置後に外観又は機能試験を行うのに困難な場合は、点検口又は自動試験機能等を有する感知器を設けること。●

ミ イオン化アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式スポット型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置すること。

(10) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、省令第23条第4項第7号の2の規定によるほか、次によること。

ア 感知器の個数は、壁又は取付け面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分ごとに、その種別及び取付け面の高さに応じて感知面積の大きいものの面積をもって算定すること（廊下、通路、階段及び傾斜路を除く。）。

イ 取付け面の高さは、省令第23条第4項第2号の表で定める種別の感知器を設けることとされていることから、例えば、定温式スポット型感知器（特種）と光電式スポット型感知器（2種）の性能を併せもつもの場合の取付け面の高さは、8m未満となること。